

第54期

令和2年度第5回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和2年10月30日)

滋賀地方最低賃金審議会

第54期 令和2年度 第5回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和2年10月30日（金）午前10時00分～午前10時20分
開催場所	大津市ふれあいプラザ ホール（明日都浜大津）
出席状況	公益代表委員 3人（定数5人） 労働者代表委員 5人（定数5人） 使用者代表委員 5人（定数5人） 事務局 5人
出席者	公益代表委員 片山 聡 佐野洋史 中 睦 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守 使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、 唐牛賃金指導官
主要議題	・滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

ただ今から、第5回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員の平井委員、石井委員より欠席を事前に承っており、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計13名のご出席です。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

なお、本日の審議会は公開として、10月15日から10月23日まで間、傍聴の申込みを受け付けていましたが、傍聴の申込みは無かったことを報告します。

それでは、会長に以後の議事の進行をお願いします。よろしくをお願いします。

○会長

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、議事を進めます。

まず、議題（1）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

本年の8月21日に滋賀労働局長から諮問があった4業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定については、各専門部会で審議され、結論が出されました。

これらの結論については、それぞれの専門部会より報告書が提出されていますので、各部会長に代わって、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、専門部会報告書を朗読します。お手元の資料1ページからからご覧ください。

なお、朗読に際しては、最低賃金の件名及び専門部会の名称については略称を用い、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。別紙については、金額及び効力発生の日のみとします。

また、最初の窯業・土石製品製造業以外については、件名、部会長名及び金額のみとします。

滋賀地方最低賃金審議会会長、中 睦 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

別紙

最低賃金額 1時間 924円

効力発生の日 法定どおり

続いて、

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 平井 建志

別紙

最低賃金額 1時間 933円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 石井 利江子

別紙

最低賃金額 1時間 917円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聡

最低賃金額 1時間 936円

以上です。

○会長

ただ今、事務局から朗読があった専門部会の報告書について、何かご意見・ご質問はあります  
か。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

よろしいですか。特にご意見等が無いようでしたら、次の議題（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。

先ほど専門部会報告があった４業種の特定（産業別）最低賃金の改正について、滋賀では最低賃金審議会令第６条第５項により特定最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とはしていませんので、この審議会においても採決する必要があります、これから採決を行います。

採決に当たり、各最低賃金の件名については略称とします。

まず、窯業・土石製品製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 922 円を 2 円引上げ、924 円として答申したいと思いますが、いかがですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

ありがとうございます。全会一致で可決しました。

次に、一般機械器具製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 930 円を 3 円引上げ、933 円として答申したいと思いますが、いかがですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

賛成が 7 名。

では反対の方は挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

反対が 5 名。

賛成が 7 名、反対 5 名ですので、一般機械器具製造業最低賃金については、現行の 930 円

を3円引上げて933円を本審議会の決定として答申します。

次に、精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり914円を3円引上げ917円として答申したいと思いますが、いかがですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

賛成7名。

次に反対の方、挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

反対が5名。

賛成7名、反対5名ですので、精密・電気機械器具製造業最低賃金については現行の914円を3円引上げ917円を本審議会の決定として答申します。

それでは最後に、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり934円を2円引上げ936円として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[ 採 決 ]

○会長

ありがとうございます。全会一致で可決しました。

各特定（産業別）最低賃金について、ただ今の結果のとおり、

窯業・土石製品製造業最低賃金は 924円

一般機械器具製造業最低賃金は 933円

精密・電気機械器具製造業最低賃金は 917円

自動車・同附属品製造業最低賃金は 936円

ということで、滋賀労働局長に答申します。

それでは、事務局から答申文の（案）を配布の上、朗読してください。

〔答申文案の配布〕

○事務局（室長補佐）

答申文（案）を朗読します。

なお、朗読に際しては、先ほどの報告書と同じく、最低賃金の件名につきましては略称を用い、別紙については金額及び効力発生の日のみとします。

また、最初の窯業・土石製品製造業以外については、件名及び金額のみとします。

滋賃審第 19 号

令和 2 年 10 月 30 日

滋賀労働局長 待鳥 浩二 殿

滋賀地方最低賃金審議会会長 中 睦

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 8 月 21 日付け滋労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

最低賃金額 1 時間 924 円

効力発生の日 法定どおり

続いて、

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 933 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 917 円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 936円

以上です。

○会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から特定（産業別）最低賃金の改正に係る答申文（案）の朗読がありましたが、これについて、何かご質問等がありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

よろしいですか。それではこの内容で滋賀労働局長に答申します。

○事務局（室長）

それでは会長から局長に答申文を手交させていただきます。

会長、局長お手数ですが前にお進みお願いします。

〔答申文手交〕

○会長

局長から、ご挨拶がありますのでお願いします。

○局長

労働局長の待鳥です。

ただ今、8月21日に諮問申し上げました4業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の答申をいただきました。

これらの特定最低賃金の改正審議に当たりましては、各部会委員の皆様には、大変お忙しい中で、また、短い期間での集中的なご審議を賜り、お陰様をもちまして、結審いただくことができました。厚くお礼を申し上げる次第です。

また、労使の各委員におかれましては、合意形成に向けて特段のご尽力を賜り、さらに、公益委員の先生方には、難しい審議の結論のとりまとめにひとかたならぬご尽力を賜ったということで報告を受けております。

ご審議をいただきました委員の皆様には、改めまして、心より感謝申し上げます。

本日いただきました答申につきましては、発効に関する所要の手続きを速やかに進めさせ



ていただき、順調にまいりますと 12 月 31 日の発効ということになります。

今後は、改正されます特定最低賃金の周知と、その履行確保が極めて重要ということになってまいります。労働局と致しましては全力を挙げて取り組みたいという風に考えておりますので、委員の皆様には、引き続き賃金行政の推進に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

「異議の申出」に関して、本日、答申をいただいた各特定（産業別）最低賃金の改正決定の内容を、本日付けで公示し、11 月 16 日月曜日まで異議の申出を受け付けます。

異議が提出された場合には、第 6 回審議会を 11 月 17 日火曜日 午前 10 時 30 分より、板金工業組合会議室にて開催予定としています。恐れ入りますが、日程の確保をお願いします。

なお、異議の申出がなく、異議審を開催する必要がある場合には、速やかに委員の皆様にご連絡します。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

異議審が開催されないという連絡は、いつまでにいただけるのですか。

○事務局（室長）

異議の申出の受付は前日までとなっているため、異議の申出が無かった段階で速やかにメールとお電話をさせていただきます。午後 5 時 15 分までが受付時間となるため、午後 5 時半までにはさせていただきます。

○会長

それでは、午後 5 時半ころまでに連絡をお願いします。

先の地域別最低賃金に続き、4 業種の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご協力いただきまして、本日、無事答申することができました。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了します。

本日の議事録の署名ですが、労働者側からは池内委員、使用者側からは西田委員、よろし

くお願いします。

〔閉会〕